

朝日町公告第 26 号

朝日町新庁舎建設基本構想策定支援業務について、受託候補者となる事業者を選定する公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 3 年 5 月 10 日

朝日町長 矢野 純男

朝日町新庁舎建設基本構想策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、朝日町新庁舎建設基本構想策定支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項について定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 朝日町新庁舎建設基本構想策定支援業務
- (2) 業務の内容 別紙「朝日町新庁舎建設基本構想策定支援業務委託仕様書」のとおり
(受託者の提案内容により、契約時において一部変更する場合がある。)
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 4 年 3 月 28 日（月）まで
- (4) 契約限度額 ￥8,250,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 担当部署（問合せ先）

〒510-8522

三重県三重郡朝日町大字小向 893 番地 朝日町役場 総務課（担当：佐藤）

電話番号 059-377-5651

FAX 番号 059-377-5661

E メール soumu@town.asahi.mie.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) この公告の日現在において、朝日町入札参加資格者名簿（建築関係コンサルタント）に記載されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立て（更生手

続き開始の決定を受けているものを除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立て(再生手続きの決定を受けているものを除く。)がなされていないこと。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 事業の代表者、役員(執行委員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 当該年の直前1年の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 参加意思表明書の提出の日から契約締結までの間において、朝日町建設工事等資格(指名)停止措置要綱(令和2年朝日町告示第4号)に基づく資格(指名)停止措置を受けている者又は受けることが明らかな者でないこと。
- (7) 過去10年間(平成23年4月1日から令和3年3月31日まで)に国、地方公共団体等(国及び地方公共団体が関係する独立行政法人等を含む。)の行政庁舎(学校、幼稚園、保育園、病院、駐車場棟、清掃施設、下水道処理場、観光施設、文化施設及びスポーツ施設等を除く。)の整備(延床面積3,000㎡以上)に係る基本構想や基本計画(業務や計画の名称に関係なく、本町の新庁舎建設基本構想策定支援業務委託仕様書に係る内容を含むものであれば可能とする。)の策定に関する業務実績を有していること。
- (8) 参加意思表明書提出日において、入札に参加しようとする者と継続して3月以上の雇用関係があり、技術士(建設部門:都市及び地方計画)及び建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する技術者を配置できること。

5 朝日町新庁舎建設基本構想策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和3年5月10日(月)から令和3年5月24日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所 3の担当部署とする。
- (3) 交付方法 直接交付又は朝日町ホームページからのダウンロードによる。
- (4) 交付書類 ①朝日町新庁舎建設基本構想策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領
②朝日町新庁舎建設基本構想策定支援業務委託仕様書

6 質問の受付及び回答

本要領等の内容に質問がある場合は、質問書(様式8)を提出すること。ただし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出期間 令和3年5月10日(月)から令和3年5月17日(月)の午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日及び土曜日を除く)
- (2) 提出場所 3の担当部署とする。
- (3) 提出方法 質問内容を簡素にまとめて質問書に記入し、持参、郵送、FAX 又は電子メール(着信を確認すること)で提出
※口頭での質問は受け付けない。
- (4) 回答方法 令和3年5月21日(金)午後5時15分までに、朝日町公式ホームページへ掲載する。

7 参加意思表明書等の提出

本プロポーザル参加希望者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ①プロポーザル参加意思表明書(様式1)
 - ②業務実績調書(様式2)
 - ③過去に作成した新庁舎建設基本構想又は基本計画の完成版
 - ④会社概要(様式3)及び会社パンフレット
 - ⑤配置予定技術者調書(様式4)
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期間 令和3年5月10日(月)から令和3年5月24日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 提出場所 3の担当部署とする。
- (5) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)とする。
- (6) 参加資格の決定 参加資格の有無は、提出書類を審査の上、別途通知する。

8 企画提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法等

本プロポーザルに参加意思表明した者で企画提案書等を提出しようとする者(以下「企画提案者」という。)は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書(様式5)
 - ②業務の実施方針等(様式6)
 - ③テーマ別企画提案書(様式7)
 - ④業務工程表(任意様式)
 - ⑤見積書及び内訳書(任意様式)
- (2) 提出部数 9部(正本1部、副本8部)
- (3) 提出期間 令和3年5月27日(木)から令和3年6月14日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 提出場所 3の担当部署とする。
- (5) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)とする。

9 企画提案内容

企画提案者は、朝日町新庁舎建設基本構想策定支援業務委託仕様書に基づき、次の内容を提案することとする。

なお、企画提案書の作成に当たり、朝日町新庁舎整備計画【改訂版】、朝日町第6次総合計画、朝日町都市マスタープラン、朝日町公共施設等総合管理計画等を参考にすることは、朝日町ホームページ等を参照すること。

(1) 業務の実施体制及び実施方針

本業務に対する支援の体制、会議等での合意形成の手法等、業務遂行における実施方針について提案すること。

(2) 新庁舎の建設候補地の評価及び選定の整理方法

朝日町新庁舎整備計画【改訂版】の「6. 新庁舎建設の候補地」を基に整理方法を提案すること。

(3) 朝日町の特性・課題を踏まえた庁舎整備のあり方や考え方について、テーマ別に提案すること。

テーマ①「町民に親しまれ身近に感じる庁舎について」

町民に親しまれ身近に感じる庁舎について提案すること。

テーマ②「防災拠点の役割を果たす庁舎について」

町民の安全・安心を確保し、災害対策や復旧・復興の中心拠点として、発災後も機能が確保できる庁舎について提案すること。

テーマ③「町民の利便性に配慮した庁舎について」

効率的で利用者の立場に立った町民サービスのできる庁舎について提案すること。

テーマ④「情報管理に対応した庁舎について」

RPA や AI などの最新技術を活用した事務の効率化を進め、スマート自治体に対応した庁舎について提案すること。

テーマ⑤「環境に配慮した庁舎について」

地球環境に配慮した環境負荷低減のための方策やライフサイクルコスト削減のための方策などについて提案すること。

10 企画提案書等の作成様式及び記載上の留意事項

- (1) 提案は、1社につき1企画案とする。
- (2) 提出書類のサイズは、A4版を原則とする。
- (3) 提案にあたり、概念図や出典の明示できる図表や既往成果を用いることは支障ないが、本提案のためのパース図や詳細図面を用いることは認めない。
- (4) 資料の差し替えや追加資料の提出は認めない。

- (5) 業務工程表については、町担当者との打合せ時期を含めること。
- (6) 見積書に記載する額は、消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額とする。契約となった場合は、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を持って契約金額とする。

1.1 受託候補者の選定等

(1) 評価の方法

本業務の受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、企画提案者が企画提案書の内容について説明（プレゼンテーション）を行い、選定委員会委員（以下「委員」という。）が評価する。なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 評価基準

評価は、委員が次表の審査項目及び評価基準に基づき、実績や業務執行体制、提案内容、プレゼンテーション及び見積価格について評価し、最も合計点の高い企画提案書を選定する。なお、同点の参加者が複数ある場合は、委員の多数決により選定する。

審査項目		評価基準	配点
1. 企業実績等		・ 保有実績等	10
2. 配置予定技術者		・ 保有資格及び実績	10
3. 業務の実施方針及び実施体制		・ 本業務の目的に沿っているか。 ・ 効果的な実施体制となっているか。	10
4. 新庁舎の建設候補地の評価及び選定の整理方法		・ 提案の内容が建設予定地の決定の判断材料となる整理方法であるか。	10
5. テーマ別企画提案	テーマ①	・ 朝日町への提案として独自性があるか。 ・ 地域特性を踏まえた提案がされているか。 ・ 提案されている内容が効果的であり、妥当性があるか。 ・ 朝日町の状況についての把握がされているか。	30
	テーマ②		
	テーマ③		
	テーマ④		
	テーマ⑤		
6. プレゼンテーション		・ 信頼性、計画性、魅力等	10
7. 見積書		・ 見積額は、提案内容に比して適切なものか。	20
合 計			100

(3) プレゼンテーション

① 日時（予定） 令和3年6月21日（月）（日時は後日連絡する）

② 場所（予定） 朝日町役場2階 大会議室

③ 内容 提案説明（1業者）20分以内、質疑10分程度

※プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、プロポーザル参加者が準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは朝日町で用意する。

④ 出席者 1社につき4人以内とし、本業務を担当する技術者は必ず出席し、説明を行うこと。

(4) 選定結果の通知

① 選定結果は、選定後にプロポーザル参加者全員に通知する。

② 選定結果や選定内容については、公表・異議申立ては受け付けない。

1.2 本プロポーザルの実施スケジュール

期間等	実施内容
令和3年5月10日（月）	公告・募集開始
令和3年5月10日（月）～5月17日（月）午後5時15分まで	質問書受付期間
令和3年5月21日（金）	質問回答日
令和3年5月10日（月）～5月24日（月）午後5時15分まで	参加意思表明書受付期間
令和3年5月26日（水）	参加資格審査結果通知
令和3年5月27日（木）～6月14日（月）午後5時15分まで	企画提案書受付期間
令和3年6月21日（月）予定	プレゼンテーション
令和3年6月下旬	結果通知
令和3年6月下旬	契約締結

1.3 失格事項

参加者が次の事項に該当すると本町が判断した場合は、失格とする。

(1) 書類の提出期限に遅延した場合

(2) 本要領を遵守しない場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 提出された見積書が委託料限度額を超過している場合

(5) プレゼンテーションを欠席した場合

(6) 審査の公平性を害する行為があった場合

(7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

1 4 その他

- (1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。
- (3) 提出された書類等は、企画提案者に返却しないものとする。
- (4) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、朝日町において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲内において複製ができるものとする。
- (5) 選定の経過及び選定された候補者は、朝日町ホームページで公開することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、朝日町情報公開条例（平成11年朝日町条例第7号）に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、朝日町建設工事等資格（指名）停止措置要領の規定による資格（指名）停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (8) 参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (9) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本とするが、当該内容を確約するものではない。
- (10) 本業務の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加意思表明書提出後又は企画提案書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退した場合は、令和3年6月14日（月）までに辞退届（任意様式）を3の担当部署に持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）すること。
- (12) 参加意思表明書提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。
- (13) 本業務の受託者となった場合でも、今後予定している新庁舎建設に関する基本計画等の業務の入札等への参加を制限することはない。
- (14) 本プロポーザルにおけるプレゼンテーションの実施については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により中止とし、書類審査により選定する場合がある。